

[ 事案 21-98 ] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

平成 22 年 8 月 31 日 裁定終了

< 事案の概要 >

変額個人年金の加入に際して、募集人（銀行員）により虚偽説明、不適切な勧誘があったことを理由に、契約の取消しと一時払保険料の返還を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年 9 月、銀行を窓口にして変額個人年金（申立契約）に加入したが、その際、下記のような募集人（銀行員）の虚偽の説明、不適切な募集行為により契約したものであり、契約を取り消して一時払保険料を全額返還して欲しい。

(1) 虚偽説明の内容

知人と同じ変額個人年金保険（10 年満期時に元本の一括受取りが保証されている）の契約を希望したのに対し、募集人は、申立契約がそれと同じ保険であるような虚偽の説明をした。

(2) 不適切な勧誘の内容

変額個人年金加入のため募集銀行の支店を訪問した、1 回目の訪問日に、帰る旨を伝えても帰らせてもらえなかった、2 回目の訪問日（1 回目の訪問日の 4 日後）は、1 回目訪問時に加入した他社の変額個人年金の契約を取り止める目的で訪問したが、執拗に申立契約の勧誘を受け契約した、両日とも勧誘が長時間にわたった。

< 保険会社の主張 >

申立契約を取り扱った募集銀行への確認等を行ったが、下記のとおり、募集人による不適切な勧誘または虚偽説明があった事実は確認できず、申立人の請求には応ずることは出来ない。

(1) 知人が加入している当社の別の変額年金保険は既に取扱いを行っていないため、募集人は他社の変額個人年金および当社の変額個人年金を提案したところ、申立人は、1 回目の訪問時、解約手数料がかからない他社の変額個人年金を申し込みしたが、申立人は、再考のうえ、2 回目の訪問時に、初期手数料がかからない当社の変額個人年金（申立契約）を加入申込みした。

(2) 申立人より提出された他社の変額年金保険の申込書、取下げ依頼書兼確認書、および当社の申立契約の申込書、意向確認書の記述は、上記(1)の事実と一貫して整合しており、不審な点は認められない。

(3) 申立契約の商品内容、ことに元本割れリスクおよび元本割れした場合の保証内容については、来店時に十分に説明しており、申立人の理解力に疑念を差し挟まねばならない様子も認められなかった。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人の主張(1)虚偽説明については、消費者契約法 4 条 1 項 1 号（不実告知） 詐欺による取消し（民法 9 6 条 1 項） 錯誤による無効（民法 9 5 条）を主張するものと理解し、主張(2)不適切な勧誘については、消費者契約法 4 条 3 項 2 号（退去妨害）による取消しを主張するものと理解し、申立書、答弁書等書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、申立内容は認められないので、生命保険相談所規程第 4 4 条を適用して、本件裁定手続を終了した。

1. 虚偽説明の有無について

下記のとおり、募集人が申立契約を勧誘するに際し、事実と異なることを告げたとは認め

られず、消費者契約法4条1項1号に基づく取消しは認められない。そして、募集人に詐欺（人を欺罔して錯誤に陥らせる行為）があったと認めることもできず、詐欺による取消し（民法96条1項）も認められない。また、申立人に錯誤の存在を認めることは困難だが、仮に錯誤が認められ、それが「要素の錯誤」に当たるとしても、申立人には錯誤に陥ったことにつき重大な過失<sup>〔注〕</sup>があったと言わざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない（民法95条ただし書）。

【注】重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、僅かな注意をすればたやすく結果を予見することができた場合であるのに漫然と見過ごしたような著しい注意欠如があることをいう。

(1)募集人が、申立契約を知人が加入している、既に販売されていない相手方会社の変額年金保険であると申立人に誤信させて、申立契約を締結しても、申立人が知人に確認すれば容易に嘘であることが発覚することであり、本件において、募集人が、虚偽の説明をする事情は認められない。よって、募集人が、申立契約を申立人の知人と同じ保険であるとの虚偽の説明をした事実を認めることはできない。

(2)申立人は、申立契約は10年満期時に元本の一括受取りが保証されている旨、募集人が説明したと主張するが、パンフレットなどにはそのような記載はなく、明らかにそれと異なる内容が記載されている。そして、募集人が、パンフレット、意向確認書などの書面を使用せずに商品内容を説明することは困難と思われ、また、これら書面に則して説明するのが一般的であって、書面の記載から明らかな事柄についてその記載と異なる説明をすることは通常考えられないことから、特段の事情がない限り、募集人は、パンフレットなどの書面に則した説明をしたと推認するのが合理的といえる。

本件では、募集人の虚偽の説明を認めることができる証拠は、申立人の供述しかなく、他に上記推認を覆す特段の事情は認められない。よって、募集人が、申立契約の内容について虚偽の説明をしたと認めることはできない。

【注】重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意をすればたやすく結果を予見することができた場合であるのに漫然と見過ごしたような著しい注意欠如があることをいう。

## 2. 不適切な勧誘の有無

申立人は、募集会社の支店訪問時、帰る旨を伝えても帰らせてもらえなかった(1回目)、執拗に申立契約の勧誘を受けた(2回目)、また両日とも勧誘が長時間にわたったと主張するが、この点について、事情聴取における申立人と募集人の供述は異なっており、申立人の供述の他に募集人が退去を妨害する行為をしたと認めることができる証拠はない。

そして、募集銀行において、申立人が募集人から説明を受けた席が、申立人が席を立ち退去しようとした場合にそれを困難にするような状況にあったとは窺えず、申立人が席を立つなどの退去の行動に出た事実も窺えない。

また、2回目の訪問時には、申立人は、別の契約を締結するために募集銀行を訪れており、こうした事情も考慮すると、前記 または の事実を認定することはできないと言わざるを得ない。よって、消費者契約法4条3項2号にもとづく取消しは認められない。